

無料低額診療を調剤薬局にも拡大して

無料低額診療を
「ご存じですか？」

病院に行きたいけどお金がないという方に、無料あるいは安く病院にかかれる制度があります。それが「無料低額診療」です。社会福祉法に基づいて、一定の基準を満たす医療機関が実施できるものですが、実施するかどうかは医療機関が決めます。無料低額診療の診療報酬はありませんので、医療機関の使命感でやっています。

全国で700か所以上、釧路市内でも2箇所（協立病院、すこやかクリニック）で行っています。



医薬分業で大きな問題が

この制度は以前からあるもので、「最後の命綱」として大きな役割を果たしてきました。しかし、国が医薬分業を進めた結果、大きな問題が生まれました。

外来はほとんど、院外の薬局でお薬をもらいます。しかし、国はこの点での法改正を怠っているため、調剤薬局は無料低額診療ができません。

以前なら、病院でお薬が出ましたから、診察、検査も薬代も軽減されましたが、いまは薬代は軽減なし。治療費の多くを薬代が占めることもめずらしくなく、「薬代を払えないから」と言って、診察して

も薬をもらわない人がいたり、病院が身銭を切って薬を出したりしています。



薬代への独自援始まる

そこで、民医連などを中心に、調剤薬局を無料低額診療に加えるよう求める運動が広がっています。

また、無料低額診療を受けた人が院外処方を受けた場合、その薬代を市町村が独自に補助する制度を始めている所もあります。道内では、旭川・苫小牧・帯広で実施しています。

村上千早しげ議員は、市議会で「釧路市でも無料低額診療の院外処方に、市独自の支援制度を設けるべき」と質問しました。

市は、「入院の場合、病院で薬を出すので、外来と入院で扱いが違うなどの問題もある。しかし、全国で独自の支援をしている自治体は8つしかない。国の動向を注視して情報を集め、庁内の連携を強めたい」と、答弁しました。

これからも実現に向けてがんばっていくつもりです。



21.09.19

村上千早しげ通信

発行 日本共産党市議団 23-5212